

大分県報

令和三年
四月一日
号外（四二）

（木曜日）

目次

告示

- 一 包括外部監査契約の締結……………
- 一 自動車税種別割に係る徴収金の収納事務の委託……………
- 一 令和三年度大分県新規学卒者実態統計調査の実施……………
- 二 大分県農業改良資金の貸付けに係る償還金の収納事務の委託……………
- 二 大分県林業・木材産業改善資金の貸付けに係る償還金の収納事務の委託……………
- 二 大分県沿岸漁業改善資金の貸付けに係る償還金の収納事務の委託……………
- 三 第五次大分県林業労働力の確保の促進に関する基本計画の策定……………
- 三 大分県建設工事共同企業体の競争入札参加資格等に関する取扱要綱の一部改正……………
- 三 大分県経営建設共同企業体の競争入札参加資格等に関する取扱要綱の一部改正……………
- 三 大分県が管理する港湾施設の概要の一部改正……………
- 三 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格の一部改正……………
- 一九 令和三年度大分県調理師試験の実施……………

告示

- 一 大分県告示第二百五十七号
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。
令和三年四月一日
大分県知事 広 瀬 勝 貞
- 一 包括外部監査契約の期間の始期

令和三年四月一日

大分県報号外（告示）

一

三恵印刷株式会社 （定価 一箇年 三万八千八百八十円）

令和三年四月一日

- 二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額を合算するものとする。
- 三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
氏名 川 野 嘉 久
住所 大分市西春日町八番十二号
- 四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
概算払とする。

大分県告示第二百五十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第二百五十八条の二第一項の規定により、次のとおり自動車税種別割（普通徴収の方法により徴収するものに限る。）に係る徴収金の収納の事務を委託した。

令和三年四月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

名称	所在地	委託の内容
一 受託者の名称及び所在地		
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町四丁目六番七号	収納事務のとりまとめ
国分グローサリーズチェーン株式会社	東京都江東区木場五丁目十番十一号	直営店舗及び加盟店舗における収納事務
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目八番二十七号	〃
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南九条西五丁目四百二十一番地	〃
株式会社セブンイレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町八番地八	〃
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目十番一号	〃
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目一番二十一号	〃

株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地六百六十五番地の一	〃
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一	〃
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目十一番二号	〃
ピリングシステム株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目一番一号	スマートフォン等の電子機器による決済サービス収納事務
PayPay株式会社	東京都千代田区紀尾井町一番三号	〃
LINE Pay株式会社	東京都品川区西品川一丁目一番一号	〃
二 委託期間 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで ~~~~~ 大分県告示第二百五十九号 大分県統計条例(平成二十一年大分県条例第十四号)の規定に基づき、大分県新規学卒者実態統計(県基幹統計第八号)を作成するため、令和三年度大分県新規学卒者実態統計調査を次のとおり実施する。 令和三年四月一日 大分県知事 広 瀬 勝 貞		
一 調査の目的 県内の新規学卒者の進学、就職等の進路状況を県内及び県外別に調査し、卒業者の流動状況を明らかにすることを目的とする。 二 調査の範囲 県内にある大学、短期大学、高等専門学校、専門学校を有する専修学校及び高等学校の令和二年度間の卒業者 三 調査事項 1 大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校を有する専修学校 進学者数並びに就職先の地域別及び産業別の就職者数 2 高等学校 進学先別の進学者数及び就職先の地域別の就職者数		
四 調査の期日 令和三年五月一日現在によつて行う。 五 調査の方法 別に定める調査票を用いて行う。 六 その他 この調査は、大分県統計条例第二条第二項に規定する県基幹統計である。 ~~~~~ 大分県告示第二百六十号 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八条第一項の規定により、次のとおり大分県農業改良資金の貸付けに係る償還金の収納事務を委託した。 令和三年四月一日 大分県知事 広 瀬 勝 貞		
一 受託者の名称及び住所 大分県信用農業協同組合連合会 大分市舞鶴町一丁目四番一五号 住所 大分市舞鶴町一丁目四番一五号 二 委託の期間 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで ~~~~~ 大分県告示第二百六十一号 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八条第一項の規定により、次のとおり林業・木材産業改善資金の貸付けに係る償還金の収納事務を委託した。 令和三年四月一日 大分県知事 広 瀬 勝 貞		
一 受託者の名称及び住所 大分県森林組合連合会 大分市花園二丁目六番五十一号 西高森林組合 豊後高田市大字鼎三二二番地 東国東郡森林組合 国東市国東町小原四四二三番地の一 別杵速見森林組合 杵築市山香町大字内河野二七八八番地の六 おおいた森林組合 由布市庄内町大龍一七一一番地の一 住所 大分市花園二丁目六番五十一号 大分市花園二丁目六番五十一号 豊後高田市大字鼎三二二番地 国東市国東町小原四四二三番地の一 杵築市山香町大字内河野二七八八番地の六 由布市庄内町大龍一七一一番地の一		

<p>白津関森林組合 佐伯広域森林組合 大野郡森林組合 竹田市森林組合 玖珠郡森林組合 日田市森林組合 日田郡森林組合 山国川流域森林組合 宇佐地区森林組合 大分県木材協同組合連合会 日田木材協同組合 大分県造林素材生産事業協同組合</p>	<p>白杵市板知屋一二五七番地の一 佐伯市宇目大字南田原二八三番地の二 豊後大野市三重町菅生一二三番地 竹田市大字飛田川二二四六番地の七 玖珠郡玖珠町大字大隈一一九九番地の一 日田市大字庄手八五〇番地の五 日田市天瀬町五馬市三〇〇番地 中津市耶馬溪町大字柿坂一三八番地の一 宇佐市安心院町田ノ口二五〇番地 大分市王子港町一番一七号 日田市大字東有田字新山二七七六番地の六 大分市弁天一丁目一番二三号</p>
--	---

二 委託の期間
令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

大分県告示第二百六十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり沿岸漁業改善資金の貸付けに係る償還金の収納事務を委託した。

令和三年四月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 受託者の名称及び住所	住所
大分県漁業協同組合	大分市府内町三丁目五番七号

二 委託の期間
令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

大分県告示第二百六十三号

林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第四条第一項の規定に基づき、次のとおり第五次大分県林業労働力の確保の促進に関する基本計画を定めたので、同条第五項の規定により公表する。

令和三年四月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 公表する書類
第五次大分県林業労働力の確保の促進に関する基本計画
二 公表場所
大分県農林水産部林務管理課及び各振興局農山村振興部又は農山漁村振興部
三 大分県ホームページによる公表
第五次大分県林業労働力の確保の促進に関する基本計画についての
大分県ホームページ
アドレスは、次のとおり。
<http://www.pref.oita.jp/soshiki/16050/kihonkeikaku5.html>

大分県告示第二百六十四号

大分県建設工事共同企業体の競争入札参加資格等に関する取扱要綱（昭和五十三年大分県告示第三百九十八号）の一部を次のように改正する。

令和三年四月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

様式第一号中「㊟」を削る。

附則

この告示は、公示の日から施行する。

大分県告示第二百六十五号

大分県経常建設共同企業体の競争入札参加資格等に関する取扱要綱（平成十四年大分県告示第三百四十九号）の一部を次のように改正する。

令和三年四月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

様式第一号中「㊟」を削る。

附則

この告示は、公示の日から施行する。

大分県告示第二百六十六号

大分県が管理する港湾施設の概要（昭和四十三年大分県告示第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

なお、関係図面は、大分県土木建築部港湾課並びに当該各港を所管する国東土木事務所、大分土木事務所大分港振興室及び白杵土木事務所に備え置いて一般の供覧に供する。

令和三年四月一日

大分県報号外（告示）

令和三年四月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 大分港の(二)概要の西大分地区の表中

A1215	泊地	九〇、九六〇 平方メートル	水深五・五メー トル	
-------	----	------------------	---------------	--

を

A1215	泊地	九〇、九六〇 平方メートル	水深五・五メー トル	
A1215〇	泊地	二四、二〇〇 平方メートル	水深一・五メー トル	小型船舶用 三二メートル 四七隻分
A12151	泊地	九、四六〇 平方メートル	水深三メートル	

に

改める。

一 大分港の(二)概要の住吉地区の表中

四九	野積場	二、一一五 平方メートル	一級地	
----	-----	-----------------	-----	--

を

四九	野積場	二、一一五 平方メートル	一級地	
A1216	泊地	一三四、四〇〇 平方メートル	水深一〇メー トル	小型船舶用 一五〇メートル 三〇隻分
A1217	泊地	一七九、七〇〇 平方メートル	水深六メートル	小型船舶用 二〇〇メートル 四〇隻分
A1218	泊地	二六、八〇〇 平方メートル	水深四・五メー トル	小型船舶用 七三メートル 四隻分

に

改める。

一 大分港の(二)概要の乙津地区の表中

A12152	泊地	六、七〇〇 平方メートル	水深二メートル	小型船舶用 一八六メートル 三九隻分
--------	----	-----------------	---------	--------------------------

を削り、

一七	船溜り	一、九一四 平方メートル		
----	-----	-----------------	--	--

を

三四	上屋	一四八・三四 平方メートル		鉄骨造
----	----	------------------	--	-----

三四	上屋	一四八・三四 平方メートル		鉄骨造
A1210	泊地	四二、〇〇〇 平方メートル	水深七・五メー トル	
A1211	泊地	一五、四八〇 平方メートル	水深五・五メー トル	
A1212	泊地	九六一、〇〇〇 平方メートル	水深一二メー トル	
A1213	泊地	七六、八八〇 平方メートル	水深七メートル	
A1214	泊地	三七、七三〇 平方メートル	水深五・五メー トル	
A1215	泊地	一〇八、四三〇 平方メートル	水深七・五メー トル	
A1216	泊地	四〇、二三〇 平方メートル	水深七メートル	

に

改める。

一 大分港の(二)概要の弁天地区の表中

A12153	泊地	一、九一四 平方メートル	水深二メートル	
--------	----	-----------------	---------	--

を削り、

七	物揚場	四〇メートル	水深一メートル	
---	-----	--------	---------	--

A12161	泊地	四、一〇〇 平方メートル	水深一・五メー トル	小型船舶用 一七三メートル 三四隻分
七	物揚場	四〇メートル	水深一メートル	

改める。

一 大分港の(二)概要の鶴崎地区の表中

三一	野積場	八六九・三五 平方メートル		
----	-----	------------------	--	--

三一	野積場	八六九・三五 平方メートル		
A12112	航路	一、一〇〇メー トル		小型船舶用 二一〇メートル 六隻分
A12113	航路	二一〇メートル		
A12117	泊地	二、三一〇 平方メートル	水深五メートル	
A12118	泊地	三七、六二〇	水深六・五メー	

を

に

を

改める。

一 大分港の(二)概要の大在西部地区の表中

A12166	泊地	一一、一五〇 平方メートル	水深四メートル	
A12155	泊地	四、六〇〇 平方メートル	水深一・八メー トル	小型船舶用 一五二メートル 三〇隻分
A12154	泊地	三、九〇〇 平方メートル	水深二メートル	小型船舶用 一八〇メートル 三六隻分
A12125	泊地	一四、三二〇 平方メートル	水深七・五メー トル	
A12124	泊地	一〇、七五〇 平方メートル	水深六メートル	
A12123	泊地	二五、八三〇 平方メートル	水深四・五メー トル	
A12122	泊地	七三、二〇〇 平方メートル	水深四・五メー トル	小型船舶用 一四九メートル 三二隻分
A12121	泊地	四六、〇〇〇 平方メートル	水深五・五メー トル	小型船舶用 六四メートル 八隻分
A12120	泊地	九八〇 平方メートル	水深四・五メー トル	
A12119	泊地	一九、九九〇 平方メートル	水深五・五メー トル	

に

を

二	橋りょう	六三・五メートル		鉄筋コンクリート
---	------	----------	--	----------

二	橋りょう	六三・五メートル	鉄筋コンクリート
A―二一六四	泊地	七、七〇〇 平方メートル	小型船舶用 二六一メートル 一八隻分
A―二一六五	泊地	一六、四〇〇 平方メートル	小型船舶用 三九六メートル 八隻分

改める。

一 大分港の(二)概要の大分ホーバー基地地区の表中

六	野積場	四、五〇〇 平方メートル	
---	-----	-----------------	--

を

六	野積場	四、五〇〇 平方メートル	
A―二一九	泊地	一〇二、九五〇 平方メートル	水深六・五メー トル

に

改める。

一 大分港の(二)概要の坂ノ市地区の表中

一	係船専用 浮棧橋	七基	
---	-------------	----	--

を

一	係船専用 浮棧橋	七基	
A―二一五九	泊地	三七、八〇〇 平方メートル	小型船舶用 五七メートル 八隻分

に

改める。

一 大分港の(二)概要の大在地区の表中

一〇六	野積場	一五、〇三一 平方メートル	
-----	-----	------------------	--

を

一〇六	野積場	一五、〇三一 平方メートル	
A―二一七	泊地	七、五五〇 平方メートル	水深七・五メー トル
A―二一三二	泊地	三二一、二〇〇 平方メートル	水深一四メー トル
A―二一五七	泊地	三、一五〇 平方メートル	水深四メートル
A―二一六	泊地	二一、四二〇 平方メートル	水深五・五メー トル

に

改める。

一 大分港の(二)概要の日吉原地区の表中

二三	緑地	一二、七四九・八 五平方メートル	
----	----	---------------------	--

を

二三	緑地	一二、七四九・八 五平方メートル	
A―二一八	泊地	八、四〇〇 平方メートル	水深五・五メー トル
A―二一九	泊地	一六、一〇〇 平方メートル	水深七・五メー トル
A―二一三〇	泊地	九、六〇〇 平方メートル	水深五メートル

に

改める。

一 大分港の(二)概要の細地区の表中

A1158	泊地	一六、二〇〇 平方メートル	水深二・五メー トル	
-------	----	------------------	---------------	--

一〇	護岸	一四五メートル		
----	----	---------	--	--

一〇	護岸	一四五メートル		
----	----	---------	--	--

A114	航路	五一七メートル	水深二メートル	
------	----	---------	---------	--

A1160	泊地	一六、七〇〇 平方メートル	水深二メートル	小型船舶用 一五七メートル 二九隻分
-------	----	------------------	---------	--------------------------

A1162	泊地	四一、九一〇 平方メートル	水深二メートル	
-------	----	------------------	---------	--

改める。

一 熊毛港を削る。

二 津久見港の(二)概要の表中

A1110	泊地	一、〇〇〇 平方メートル	水深三メートル	
-------	----	-----------------	---------	--

A113	泊地	一、二〇〇 平方メートル	水深二メートル	小型船舶用 九五メートル 一七隻分
------	----	-----------------	---------	-------------------------

A114	泊地	八、三〇〇 平方メートル	水深四メートル	小型船舶用 一九三メートル 二七隻分
------	----	-----------------	---------	--------------------------

A115	泊地	一七七、〇〇〇 平方メートル	水深四メートル	小型船舶用 二六二メートル 五六隻分
------	----	-------------------	---------	--------------------------

を

に

を

A117	泊地	五、二五〇 平方メートル	水深三メートル	小型船舶用 一六五メートル 三一隻分
------	----	-----------------	---------	--------------------------

A118	泊地	六、九〇〇 平方メートル	水深四メートル	小型船舶用 一三三メートル 四〇隻分
------	----	-----------------	---------	--------------------------

A119	泊地	四〇、五〇〇 平方メートル	水深四メートル	小型船舶用 五九七メートル 五三隻分
------	----	------------------	---------	--------------------------

A120	泊地	一、〇〇〇 平方メートル	水深三メートル	
------	----	-----------------	---------	--

A122	泊地	二〇、〇〇〇 平方メートル	水深二メートル	
------	----	------------------	---------	--

A123	泊地	二、五〇〇 平方メートル		小型船舶用 一三三メートル 一一隻分
------	----	-----------------	--	--------------------------

A124	泊地	四、三〇〇 平方メートル		小型船舶用 二九四メートル 七隻分
------	----	-----------------	--	-------------------------

A125	泊地	一、六〇〇 平方メートル		小型船舶用 三二メートル 四隻分
------	----	-----------------	--	------------------------

A126	泊地	四五〇 平方メートル		小型船舶用 一四メートル 二隻分
------	----	---------------	--	------------------------

に

を

に

改める。

四 白杵港の(二)概要の表中

A11117	泊地	九〇〇 平方メートル		小型船舶用 三二メートル 二隻分
--------	----	---------------	--	------------------------

A1111	航路	二五〇メートル	水深四・五メートル	
-------	----	---------	-----------	--

A1112	航路	九〇〇メートル	水深二メートル	
A1111	航路	二五〇メートル	水深四・五メートル	

A1112	泊地	二五、七〇〇 平方メートル	水深四・五メートル	
-------	----	------------------	-----------	--

A1112	泊地	一三、八〇〇 平方メートル	水深四・五メートル	小型船舶用 三〇メートル 三隻分
-------	----	------------------	-----------	------------------------

A1113	泊地	二五、三〇〇 平方メートル	水深一メートル	小型船舶用 四七メートル 九三隻分
-------	----	------------------	---------	-------------------------

A1114	泊地	七、三〇〇 平方メートル	水深二メートル	小型船舶用 二五〇メートル 五八隻分
-------	----	-----------------	---------	--------------------------

A1117	泊地	七、三〇〇 平方メートル	水深二メートル	
A1116	泊地	一六、五〇〇 平方メートル	水深二メートル	

を

に、

を

に、

を

改める。

六 佐賀関港の(二)概要の表中

A1112	泊地	二〇〇 平方メートル		小型船舶用 七メートル 一隻分
A1111	泊地	六、四〇〇 平方メートル		小型船舶用 二〇三メートル 五三隻分
A1110	泊地	一、八〇〇 平方メートル		小型船舶用 六〇メートル 一四隻分
A1119	泊地	七、七〇〇 平方メートル		小型船舶用 二五八メートル 一〇隻分
A1118	泊地	一六、五〇〇 平方メートル	水深四・五メートル	
A1117	泊地	九、〇〇〇 平方メートル	水深二メートル	小型船舶用 二〇七メートル 二八隻分
A1116	泊地	一六、五〇〇 平方メートル	水深二メートル	小型船舶用 一二〇メートル 三〇隻分

五	駐車場	二、四五七・三 平方メートル		
---	-----	-------------------	--	--

A1111	泊地	九、七〇〇 平方メートル	水深二メートル	小型船舶用 二八五メートル 三八隻分
五	駐車場	二、四五七・三 平方メートル		

に

を

に

A1112	泊地	二八、四〇〇 平方メートル	水深二メートル	小型船舶用 六四六メートル 一〇三隻分
A1113	泊地	五、八〇〇 平方メートル	水深二メートル	小型船舶用 一三〇メートル 二六隻分

改める。
七 姫島港の(二)概要の表中

B1111	防波堤	二六七メートル		
-------	-----	---------	--	--

A1112	航路	一〇〇メートル	水深三・五メートル	
A1113	航路	二七〇メートル	水深五メートル	
A1114	泊地	三〇、一〇〇 平方メートル	水深五メートル	
A1115	泊地	一一、〇〇〇 平方メートル	水深二メートル	小型船舶用 一五三メートル 四二隻分
A1116	泊地	六、四四〇 平方メートル	水深二メートル	小型船舶用 一五〇メートル 三二隻分
A1118	泊地	四、四〇〇 平方メートル	水深二メートル	小型船舶用 一四〇メートル 三九隻分
A1119	泊地	一、八〇〇 平方メートル		小型船舶用 五〇メートル 三隻分

を に

A1110	泊地	二、一〇〇 平方メートル		一四メートル 一二隻分
A1111	泊地	五、四〇〇 平方メートル		小型船舶用 一六〇メートル 二四隻分
B1111	防波堤	二六七メートル		

改める。
八 国東港を次のように改める。
八 国東港
八 国東港
(一) 所在 国東市
(二) 概要 伊美地区

図面符号	名称	数量	接岸能力	備考
A1111	泊地	一四、〇八〇 平方メートル	水深二メートル	小型船舶用 二九八メートル 四一隻分
A1112	泊地	二五、一四〇 平方メートル	水深三・五メートル	
A1113	泊地	三、二三〇 平方メートル	水深三メートル	
A1114	泊地	一、四〇〇 平方メートル	水深二メートル	
A1116	泊地	三、一〇〇 平方メートル		小型船舶用 一二〇メートル 二一隻分
A1117	泊地	二、五〇〇 平方メートル		小型船舶用 六六メートル 二二隻分

令和三年四月一日

大分県報号外(告示)

一〇

B-15-12	護岸	二三メートル				C-16-4	物揚場	一三〇メートル	水深二メートル	
B-15-11	護岸	二二メートル				C-16-2	物揚場	五三メートル	水深三メートル	
B-13-12	防潮堤	三九五メートル				C-13-1	係船くい	四メートル	水深三メートル	
B-11-17	防波堤	一六〇メートル				B-18-2	胸壁	二四三メートル		
B-11-16	防波堤	一三〇メートル				B-18-1	胸壁	二〇三メートル		
B-11-15	防波堤	五〇メートル				B-17-1	突堤	三二メートル		
B-11-14	防波堤	九九メートル				B-15-125	護岸	三八メートル		
B-11-13	防波堤	四二メートル				B-15-124	護岸	一二三メートル		
B-11-12	防波堤	一〇〇メートル				B-15-123	護岸	三七メートル		
B-11-11	防波堤	三四メートル				B-15-122	護岸	二二メートル		
B-11-9	防波堤	二二メートル				B-15-121	護岸	三五メートル		
B-11-8	防波堤	一一メートル				B-15-120	護岸	一五四メートル		
B-11-7	防波堤	五四メートル				B-15-119	護岸	六メートル		
B-11-6	防波堤	二二メートル				B-15-118	護岸	六六メートル		
B-11-5	防波堤	一五〇メートル				B-15-117	護岸	一二三メートル		
B-11-4	防波堤	三八メートル				B-15-116	護岸	四〇メートル		
B-11-3	防波堤	一〇五メートル				B-15-115	護岸	七メートル		
B-11-2	防波堤	一三〇メートル				B-15-114	護岸	三八メートル		
B-11-1	防波堤	一九二メートル				B-15-112	護岸	八五メートル		
A-11-8	泊地	四、二〇〇 平方メートル	水深二メートル	小型船舶用 一五〇メートル 三三隻分		B-15-111	護岸	六五メートル		
						B-15-113	護岸	二〇メートル		

富来地区				図面符号	名称	数量	接岸能力	備考
		A-1-1-1	航路	一一六メートル	水深三メートル			
		A-1-1-1	泊地	一一、九〇〇平方メートル	水深三メートル	小型船舶用 二五メートル 三四隻分		
		A-1-1-4	泊地	二、九〇〇平方メートル		小型船舶用 一二〇メートル 二〇隻分		
		D-1-1-1	臨港道路	一九七メートル				
		C-1-1-1	船揚場	一五メートル				
		C-1-1-1	物揚場	六〇メートル	水深一メートル			
		B-1-1-7	護岸	一〇三メートル				
		B-1-1-6	護岸	一一メートル				
		B-1-1-5	護岸	五メートル				
		B-1-1-4	護岸	二四メートル				
		B-1-1-1	護岸	二三メートル				
		B-1-1-5	防波堤	一三〇メートル				
		B-1-1-4	防波堤	五〇メートル				
		B-1-1-3	防波堤	一〇〇メートル				
		B-1-1-2	防波堤	九五メートル				
		B-1-1-1	防波堤	七二メートル				
		B-1-1-5	泊地	七、九〇〇平方メートル				二六一メートル 七七隻分
	B-1-1-9	護岸	四九メートル					
	B-1-1-8	護岸	六五三メートル					
	B-1-1-6	護岸	五四メートル					
	B-1-1-5	護岸	三二メートル					
	B-1-1-3	護岸	二〇三メートル					
	B-1-1-7	防潮堤	四〇メートル					
	B-1-1-5	防波堤	一〇〇メートル					
	B-1-1-4	防波堤	一〇六メートル					
	B-1-1-3	防波堤	一七〇メートル					
	B-1-1-2	防波堤	一〇〇メートル					
	B-1-1-1	防波堤	一〇メートル					
	B-1-1-0	防波堤	五九メートル					
	B-1-1-8	防波堤	六メートル					
	B-1-1-7	防波堤	一四メートル					
	B-1-1-6	防波堤	八〇メートル					
	B-1-1-5	防波堤	八〇メートル					
	B-1-1-4	防波堤	四四メートル					
	B-1-1-3	防波堤	六八メートル					
	B-1-1-2	防波堤	二二メートル					
	A-1-1-5	泊地	七、九〇〇平方メートル					

令和三年四月一日

大分県報号外(告示)

B-1-17	B-1-16	B-1-15	B-1-14	B-1-13	B-1-10	B-1-9	B-1-8	B-1-7	B-1-6	B-1-5	B-1-4	B-1-3	B-1-2	B-1-1	A-1-1	A-1-0	A-1-9				
防波堤	防波堤	防波堤	防波堤	防波堤	防波堤	防波堤	防波堤	防波堤	防波堤	防波堤	防波堤	防波堤	防波堤	防波堤	泊地	泊地	泊地				
一五メートル	六〇メートル	九〇メートル	六〇メートル	一七〇メートル	四メートル	二メートル	六二メートル	一四五メートル	一〇一メートル	四六メートル	四三メートル	九〇メートル	一五メートル	三〇〇メートル	二、五〇〇 平方メートル	六、二〇〇 平方メートル	一一、七〇〇 平方メートル				
															小型船舶用 一〇〇メートル 一五隻分	小型船舶用 二七五メートル 六三隻分	三五〇メートル 五八隻分				
B-5-6	B-5-5	B-5-4	B-5-1	B-4-3	B-4-2	B-3-9	B-3-8	B-3-6	B-3-5	B-3-3	B-3-1	B-1-27	B-1-26	B-1-24	B-1-23	B-1-22	B-1-19	B-1-18			
護岸	護岸	護岸	護岸	導流堤	導流堤	防潮堤	防潮堤	防潮堤	防潮堤	防潮堤	防潮堤	防波堤	防波堤	防波堤	防波堤	防波堤	防波堤	防波堤			
二五メートル	一五一メートル	五三メートル	八メートル	七五メートル	七五メートル	四六メートル	五四メートル	一二二メートル	一四七メートル	二九五メートル	一九〇メートル	二三五メートル	二〇〇メートル	一二〇メートル	六〇メートル	一三〇メートル	二〇〇メートル	八〇メートル	八〇メートル	四五四メートル	

令和三年四月一日

大分県報号外(告示)

令和三年四月一日

大分県報号外(告示)

一六

C-1-13	物揚場	二〇〇メートル	水深三・五メートル		D-1-14	臨港道路	一六三メートル		
C-1-14	岸壁	一八〇メートル	水深五・五メートル		D-1-13	臨港道路	五二・四メートル		
C-1-13	岸壁	八〇メートル	水深四・五メートル		D-1-12	臨港道路	一五〇メートル		
C-1-12	岸壁	八〇メートル	水深四・五メートル		D-1-11	臨港道路	四〇〇メートル		
C-1-11	岸壁	六〇メートル	水深四・五メートル		C-1-7-4	船揚場	二〇メートル		
B-1-1-1	離岸堤	二三〇メートル			C-1-7-3	船揚場	二〇メートル		
B-1-9-1	水門	一基			C-1-7-2	船揚場	四〇メートル		
B-1-8-2	胸壁	一四一メートル			C-1-6-1-7	物揚場	二〇メートル	水深二メートル	
B-1-8-1	胸壁	四四五メートル			C-1-6-1-6	物揚場	八〇メートル	水深二メートル	
B-1-5-1-9	護岸	五三メートル			C-1-6-1-5	物揚場	一七〇メートル	水深三メートル	
B-1-5-1-8	護岸	二四メートル			C-1-6-1-4	物揚場	七〇メートル	水深二メートル	
B-1-5-1-7	護岸	六〇メートル			C-1-6-1-3	物揚場	一〇〇メートル	水深二メートル	
B-1-5-1-6	護岸	一九〇メートル			C-1-6-1-2	物揚場	八メートル		
B-1-5-1-5	護岸	八五メートル			C-1-6-1-1	物揚場	六メートル		
B-1-5-1-4	護岸	二九メートル			C-1-6-1-0	物揚場	四三メートル		
B-1-5-1-3	護岸	二七〇メートル			C-1-6-1-9	物揚場	四六メートル		
B-1-5-1-2	護岸	一〇メートル			C-1-6-1-8	物揚場	三八メートル	水深二メートル	
B-1-5-1-1	護岸	七四メートル			C-1-6-1-7	物揚場	二六メートル	水深二メートル	
B-1-5-1-0	護岸	七一メートル			C-1-6-1-6	物揚場	九四メートル	水深二メートル	
B-1-5-1-8	護岸	四五メートル			C-1-6-1-5	物揚場	五八メートル	水深二メートル	
B-1-5-1-7	護岸	三三メートル			C-1-6-1-4	物揚場	二一メートル	水深二メートル	

令和三年四月一日

大分県報号外(告示)

一八

三	B 一 一 一	離岸堤	一〇〇メートル				L 一 一 一	緑地	一〇、四六五 平方メートル		
二	B 一 一 一	離岸堤	一〇〇メートル				L 一 一 一	海浜	一五、一一八 平方メートル		
一	B 一 一 一	離岸堤	三五メートル				H 一 一 一	野積場	一、九五三・六 平方メートル		
○	B 一 一 一	離岸堤	六五メートル				D 一 一 二	臨港道路	四三四メートル		
	B 一 七 一 六	突堤	六〇メートル				D 一 一 一	臨港道路	一五四メートル		
	B 一 七 一 五	突堤	八〇メートル				C 一 七 三	船揚場	二〇メートル		
	B 一 七 一 四	突堤	九〇メートル				C 一 七 一	船揚場	二〇メートル		
	B 一 七 一 三	突堤	七〇メートル				C 一 六 七	物揚場	三〇メートル	水深二メートル	
	B 一 七 一 二	突堤	七〇メートル				C 一 六 五	物揚場	二九〇メートル	水深二メートル	
	B 一 七 一 一	突堤	一四〇メートル				C 一 六 四	物揚場	五五メートル	水深〇・五メートル	
	B 一 七 一 一	突堤	七二メートル				C 一 六 三	物揚場	二〇メートル	水深〇・五メートル	
	B 一 五 一 二 二	護岸	三六〇メートル				C 一 六 二	物揚場	七〇メートル	水深三メートル	
	B 一 五 一 二 二	護岸	二三メートル				C 一 六 一	物揚場	一〇〇メートル	水深三メートル	
	B 一 五 一 二 〇	護岸	八メートル				七	離岸堤	一〇〇メートル		
	B 一 五 一 一 九	護岸	五三三・八メートル				B 一 一 一 一	離岸堤	一七〇メートル		
	B 一 五 一 一 八	護岸	二〇メートル				六	離岸堤	八〇メートル		
	B 一 五 一 一 七	護岸	五五メートル				B 一 一 一 一	離岸堤	一〇〇メートル		
	B 一 五 一 一 六	護岸	五メートル				五	離岸堤	一〇〇メートル		
	B 一 五 一 一 五	護岸	四九三メートル				B 一 一 一 一	離岸堤	一〇〇メートル		

Ｌ―五―一	ビーチハウ			
Ｌ―五―二	日陰だな			

十一から十三までを削り、十四から十六までを三号ずつ繰り上げ、
十七 下ノ江港の(二)概要の表中

Ｃ―六―四	物揚場	二六・三メートル	水深一メートル	
Ａ―二―一	泊地	一、四〇〇 平方メートル		小型船舶用 五三メートル 七隻分
Ａ―二―二	泊地	三、八〇〇 平方メートル		小型船舶用 三五メートル 四隻分
Ａ―二―三	泊地	六、三〇〇 平方メートル		小型船舶用 一六七メートル 一八隻分
Ａ―二―四	泊地	七、一〇〇 平方メートル		小型船舶用 一二三メートル 一九隻分
Ｃ―六―四	物揚場	二六・三メートル	水深一メートル	

を
に

改め、十四 下ノ港とし、十八から二十までを三号ずつ繰り上げる。

大分県告示第百六十七号

大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要資格（令和二年大分県告示第百二十六号）の一部を次のように改正する。

令和三年四月一日

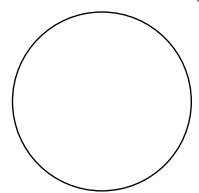
大分県知事 広 瀬 勝 貞

第三条第六号中「属する日」を「属する月」に改める。

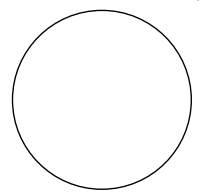
別表第一の企画・公告・イベントの項中「以時」を「以時」に、「競争」を「競争」に改

める。

第一号様式中



及び



を削る。

第六号様式その一を次のように改める。

令和三年四月一日

大分県報号外（告示）

第6号様式その1(第5条関係)

県庁倉庫維持管理業務調査(共通)

申請者(商号又は名称)

審査事項(評点項目)

記載欄

単位

数値

落付

営業種目及び資格審査申請種目(申請種目○印)

建築物清掃業務	/
電気設備保守管理業務	/
電気設備保守管理業務	/
冷暖房設備保守管理業務	/
消防用設備保守管理業務	/
エレベーター設備保守管理業務	/
自動ドア設備保守管理業務	/
警備業務	/

1 営業年数(基準日までの営業年数)

年

2 営業実績 ※注1

建築物清掃業務	千円
設備保守管理業務	千円
警備業務	千円
その他(上記以外の売上)	千円
合計	千円

3 経営規模

(1)従業員数(基準日における営業に従事する者の数)

人

(2)自己資本額(貸借対照表の「純資産合計額」)(千円未満四捨)

千円

4 経営比率

(1)流動比率

千円

(2)自己資本固定比率

%

(3)利益率

%

機械設備等(有のみ記載)

機械器具数

台

警備業務

有無

電気設備保守

有無

設備保守管理業務資格所有者数 ※注2

人

電気工事士

人

電気工事施工管理技士

人

ボイラー技士

人

危険物取扱者(乙種第4類)

人

冷凍機械責任者

人

管工事施工管理技士

人

消防設備点検資格者

人

消防設備士

人

昇降機等検査員

人

自動ドア設備保守

有無

女性の職業生活における活躍の推進状況(有のみ記載) ※注3

有無

(1)一般事業主行動計画の認定の有無

有無

(2)育児休業制度、介護休業制度の有無

有無

県内事業所における雇用の状況又は雇用の有無 ※注3, 4

有無

県内事業所における雇用の状況又は雇用の有無 ※注3, 4

有無

注1: エル等との適合管理を行っている場合にあっては、清掃業務、設備管理、警備業務及びその間に区分して記入すること。

注2: 県内の事業所等に在籍する職員についてのみ対象とすること。

注3: 確認できる資料を添付すること。未添付の場合は、無として扱う。

注4: 法定範囲外が業務付けられている場合は、法定範囲外が業務付けられていない場合は証明する書類を添付すること。

第六号様式その三中「県外に本社がある場合は県内の支社等」や「県内の事業所等に在

籍する」の

を

電気	①電気主任技術者	②電気工事士	③電気工事施工管理技士	④ボイラー技士	⑤危険物取扱者(乙種第4類)	⑥冷凍機械責任者	⑦管工事施工管理技士	⑧消防設備点検資格者	⑨消防設備士	⑩昇降機等検査員	⑪自動ドア施工技能士
冷暖房	①電気主任技術者	②電気工事士	③電気工事施工管理技士	④ボイラー技士	⑤危険物取扱者(乙種第4類)	⑥冷凍機械責任者	⑦管工事施工管理技士	⑧消防設備点検資格者	⑨消防設備士	⑩昇降機等検査員	⑪自動ドア施工技能士
消防	①電気主任技術者	②電気工事士	③電気工事施工管理技士	④ボイラー技士	⑤危険物取扱者(乙種第4類)	⑥冷凍機械責任者	⑦管工事施工管理技士	⑧消防設備点検資格者	⑨消防設備士	⑩昇降機等検査員	⑪自動ドア施工技能士
エレベーター	①電気主任技術者	②電気工事士	③電気工事施工管理技士	④ボイラー技士	⑤危険物取扱者(乙種第4類)	⑥冷凍機械責任者	⑦管工事施工管理技士	⑧消防設備点検資格者	⑨消防設備士	⑩昇降機等検査員	⑪自動ドア施工技能士

に

電気	①電気主任技術者	②電気工事士	③電気工事施工管理技士	④ボイラー技士	⑤危険物取扱者(乙種第4類)	⑥冷凍機械責任者	⑦管工事施工管理技士	⑧消防設備点検資格者	⑨消防設備士	⑩昇降機等検査員	⑪自動ドア施工技能士
----	----------	--------	-------------	---------	----------------	----------	------------	------------	--------	----------	------------

第七号様式中「印」を削る。

第八号様式(表面)中

を削る。

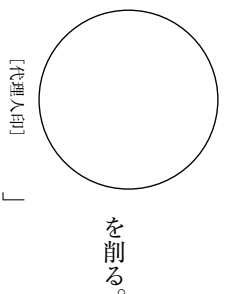
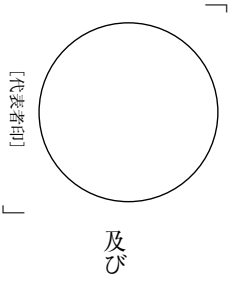
法人は [代表者印]

個人は [実印]

第九号様式中

及び

を削る。



附則
この告示は、公示の日から施行する。

○公 告

調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号）第三条の二第一項の規定により、次のとおり調理師試験を実施する。

令和三年四月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 試験の期日及び場所

1 期日 令和三年十月三十日（土曜日）

午後一時三十分から午後三時三十分まで

2 場所 J・COMホルトホール大分

大分市金池南一丁目五番一号

二 受験資格

次の学歴及び職歴の条件を満たしている者

1 学歴 (一) 中学校卒業以上の者

(二) 旧制国民学校高等科の修了者、旧制中学校二年の課程の修了者又は調理師

法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）附則第三項の規定によりこ

れらの者と同等の学力があると認められる者

2 職歴 調理師法施行規則第四条に定める左記施設で二年以上調理業務に従事した者

(一) 飲食店営業（旅館・簡易宿泊所を含む。喫茶店営業を除く。）

(二) 魚介類販売業（販売のみは除く。）

(三) そうざい製造業（煮物（つくだ煮を含む。）・焼物（炒め物を含む。）・

揚げ物・蒸し物・酢の物又はあえ物を製造する営業）

(四) 複合型そうざい製造業（そうざいに米飯やパンを組み合わせた食品を製造

する営業）

(五) 寄宿舎、学校、病院等の給食施設（継続して一回二十食以上又は一日五十

食以上調理している施設）

三 試験科目

公衆衛生学、食品学、栄養学、食品衛生学、調理理論、食文化概論

四 提出書類

1 受験申請書

2 受験票・写真台帳

3 受験手数料の領収証書

4 受験票送付用封筒

5 卒業証明書

6 調理業務従事証明書

7 印鑑登録証明書又は印鑑証明書該当事者のみ

8 戸籍抄本等（該当事者のみ） ※発行後六月以内のもの

9 国籍等表示のある住民票（外国籍の場合のみ）

10 卒業証明書とその日本語訳（外国の学校で九年以上の課程を卒業した場合のみ）

11 学力認定書（日本の外国人学校を卒業した場合及び外国における学校教育が九年未満

の課程を卒業した場合のみ）

五 受験手続

受験に必要な書類を、令和三年五月十日（月曜日）から同年六月四日（金曜日）までの期間に、左記提出先に「簡易書留」で郵送すること。

提出先 公益社団法人調理技術センター 調理師試験担当

住所 東京都中央区日本橋堀留町二―八―五JACCビル五階

電話番号 (〇三) 三六六七―一八一五

六 受験手数料及び納入方法

1 受験手数料 六千二百円

2 納入方法 受験案内に同封されている払込取扱票により、期間内に金融機関で納め

ること。

七 合格者の発表

令和三年十二月十七日（金曜日）午前十時

県庁舎本館一階県政展示ホール及び公益社団法人調理技術センターJACCビル二

階掲示板に合格番号を掲示し、合格者には合格通知書を郵送する。

また、公益社団法人調理技術センターホームページに合格者の受験番号を掲載す

る。

なお、電話による可否の確認及び回答は行わない。

八 試験及び試験結果の開示に関する問合せ先

公益社団法人調理技術センター 調理師試験担当

住所 東京都中央区日本橋堀留町二―八―五JACCビル五階

令和三年四月一日

大分県報号外（告示・公告）

一一一

令和三年四月一日

大分県報号外(公告)

三三

電話番号 (〇三) 三六六七―一八一五 (平日九時から十七時まで)

FAX (〇三) 三六六七―一八六八

大分県福祉保健部健康づくり支援課管理・疾病対策班

住所 大分市大手町三丁目一番一号

電話番号 (〇九七) 五〇六一二六六三

FAX (〇九七) 五〇六一七三五